

三回と割り切り、それが一様に起きうるとしたことについては問題が残るとの意見も出された。また、推進本部地震調査委員会長期評価部会第12回海溝分科会においては、三陸海岸は上記の三度の地震により大きな津波被害を被っていたことを理由に、これらの地震を津波地震に分類して今後の津波対策の警告としたいという防災行政的な観点から前記のようなとりまとめとされたとの発言も出される経緯があった。

長期評価においては、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもM8クラスの地震が発生する可能性があるという結論（長期評価の知見）に至った。この結論については、特段の異論が出ることなくまとまった。

(3) 島崎邦彦は、特定地点における津波の安全評価を行うには、長期評価の知見は、明治三陸地震と同じような津波が発生する可能性があるとするものであるから、明治三陸地震の断層モデルを、福島沖にずらして津波高の計算を行うことは、地震学ではごく常識的なやり方であり、すぐに可能であった旨述べており、佐竹健治も、ある領域における断層モデルを他の領域に転用して津波数値解析計算を行うことは、可能である旨述べている。

(4) 長期評価が完成し、公表する際、島崎邦彦は、中央防災会議の事務局である内閣府の防災担当者から、事務局同士のやり取りではあったものの、長期評価の知見に対する否定的な意見を受け、科学的ではない理由による圧力を受けたと感じた。また、島崎邦彦は、上記防災担当者から、「委員長（阿部勝征）が了承したのだから、部会長も了承してください。」などと言われ、調整の結果、これまでの宮城県沖地震及び南海トラフ地震における長期評価においては付していなかった信頼度を付けること、及び、表紙にデータ不足による誤差に十分留意する必要がある旨の一段落を加えることで決着することとした。

(5) 佐竹健治は、阿部勝征とともに、長期評価部会の下で実質的な審議を行った海溝型分科会のメンバーであり、土木学会の津波評価部会の構成員でもあったが、阿部勝征が長期評価の内容について懐疑的であったと思われる発言及び言動は見聞きしていない。

8 千島海溝沿いの地震活動の長期評価（甲A2の1・393頁，77・22頁，82）

推進本部は、平成15年、千島海溝沿いのうち、十勝沖、根室沖、色丹沖及び択捉沖を対象とし、次の大地震の発生確率を過去の平均活動間隔と最新活動からの経過時間に基づき推定し、想定規模を過去の地震規模から推定した。また、過去の十勝沖の地震、根室沖の地震について、400年から500年程度の間隔で、かつ、連動して発生した可能性があるとした。これは歴史資料ではなく、1990年代から始まった津波堆積物調査による地質学的な資料（約1万年の間に20回近くに相当する津波堆積物の存在）により判明したものである。

9 中央防災会議の日本海溝・千島海溝調査会（甲A77，甲H4の1，丙A161，174）

(1) 中央防災会議（会長は、当時の内閣総理大臣である小泉純一郎）では、平成15年10月に、日本海溝・千島海溝調査会を設置し、この調査会は、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に着目して、防災対策の対象とすべき地震を選定した上で対象地震による揺れの強さや津波の高さを評価し、この評価結果を基に予防的な地震対策及び緊急的な応急対策などについて検討して、地震対策の基本事項について日本海溝・千島海溝報告書を取りまとめた。日本海溝・千島海溝報告書では、防災対策の検討対象として、大きな地震が繰り返し発生しているものについては、近い将来発生する可能性が高いと考え対象とするが、繰り返しが確認されていないものについては、発生間隔が長いものと考え近い将来に発生する可能性が

低いものとして対象から除外することとしている。その結果として、貞観地震及び長期評価において発生の可能性があるとされた三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震等は、防災対策の検討対象から外され、上記 8 の北海道の 500 年間隔地震は、防災対策の検討対象とされている。

(2) 日本海溝・千島海溝調査会の審議に参加していた島崎邦彦は、長期評価と同様に、日本海溝のどこでも明治三陸地震と同等の津波地震が発生することを被害想定として含めるよう主張したが、他の委員の大勢に押し切られ、歴史地震の資料が限られていることが十分に考慮されず、日本海溝南部(福島県沖以南)を空白域とする考え方が取り入れられておらず、長期評価の際の科学的でない理由による圧力の加わりがここでも繰り返されているものと感じた。

10 衆議院予算委員会公聴会(甲A29の42)

神戸大学都市安全研究センター教授の石橋克彦は、平成17年2月23日開催の衆議院予算委員会公聴会において、次の趣旨の意見を述べた。

日本列島の大地震の起こり方には、地学的、物理的に根拠のある活動期と静穏期があり、敗戦後の復興、高度経済成長は偶然日本列島の大地震活動の静穏期に合致していたが、ほとんどの地震学者は、現在は、日本列島ほぼ全域で大地震の活動期に入りつつあると考えている。複雑高度に文明化された国土と社会が初めて大地震に直撃され、体験したこともないような震災が何度も生ずる可能性が非常にある。震災は社会現象であり、広域複合大震災、超高層ビル震災、原発震災等が起こり得る。原子力発電所は、単一要因故障に対しては多重防護システムが働くが、地震の場合は、複数要因の故障が発生し、過酷事故につながりかねない。

11 茨城県沿岸津波浸水想定検討委員会(甲A23, 証人佐竹健治)

茨城県では、平成17年から、ハザードマップを作成することを目的として、茨城県沿岸津波浸水想定検討委員会の意見を諮った。同委員会

の委員を務めた佐竹健治は、同委員会において、中央防災会議では、記録が不明ということで延宝房総沖地震を対象としていないが、茨城県に最も大きな被害を起こした津波は延宝房総沖地震による津波であり、少なくとも、ひたちなか市内、大洗町内で被害があったことが町史に書いてあると発言した。

1 2 溢水勉強会（甲 A 1 3，丙 A 3 6 ないし 3 9）

(1) 溢水勉強会の設置

J N E S 及び保安院は、平成 1 8 年 1 月、スマトラ沖津波の際にマドラス原子力発電所において非常用海水ポンプが浸水して運転不能となったことや、平成 1 7 年 8 月の宮城県沖地震の際に女川原発において設計基準地震を超える地震が発生したことを受けて、日本国内の原子力発電所における現状を把握する目的で、溢水勉強会を設置した。

溢水勉強会は、平成 1 8 年に 7 回、平成 1 9 年に 3 回の合計 1 0 回にわたり開催された。

(2) 溢水勉強会の内容

被告東電は、平成 1 8 年 5 月 1 1 日開催の溢水勉強会第 3 回会合において、本件原発 5 号機の想定外津波に係る検討状況の報告を行った。これは、5 号機に、O . P . + 1 4 m（5 号機の敷地高さ + 1 m の津波を想定して設定された数値）及び O . P . + 1 0 m（上記仮定水位と設計津波水位（O . P . + 5 . 6 m）の中間の津波を想定して設定された数値）の津波高の津波が到来し、この仮定水位の継続時間を考慮しない（津波が長時間継続するものと仮定）という条件下における溢水シミュレーションの結果をその内容とするものである。

上記報告によれば、5 号機は、O . P . + 1 0 m の津波水位において、残留熱除去海水系ポンプ（R H R S ポンプ）及び非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプ（D G R W ポンプ）が機能を喪失し、O . P .

+14mの津波水位において、上記に加えて原子炉建屋（RB）、タービン建屋（TB）及びサービス建屋（SB）がいずれも浸水し、海側に面したタービン建屋大物搬入口及びサービス建屋の入口から津波が流入しタービン建屋の各エリアが浸水すること、その結果、電源設備の機能喪失が生じてSBOに至る可能性があることが報告された。

1.3 新潟中越沖地震（丙A219・6頁）

新潟中越沖地震が平成19年に発生したことにより、柏崎刈羽原発において、設計基準地震を超える事象が発生した。

1.4 貞観津波及び貞観地震に関する知見（丙A47ないし50，証人佐竹健治）

貞観津波は、869年に東北地方沿岸に到来した巨大津波である。貞観津波については、文献等に詳細な記録が残っていないため、掘削により津波堆積物の分布を調査する津波堆積物調査及び津波数値解析計算を行い、その遡上高や浸水域の再現計算を実施して、断層モデルを推定する研究が進められてきた。

そして、地震学者らの調査研究の成果として、現在までに、貞観津波について、以下の内容が明らかとなっている。

(1) 平成2年「仙台平野における貞観11年（869年）三陸津波の痕跡高の推定」（丙A47）

同論文は、考古学的所見及び堆積学的所見から、仙台平野の河川から離れた一般の平野部における痕跡高を2.5mないし3m、浸水域は海岸線から3km程度の範囲で、低地や後背湿地など広範囲にわたり、海岸付近においては数m上回る津波高であったと推定した。

(2) 平成13年「西暦869年貞観津波による堆積作用とその数値復元」（丙A48）

同論文は、仙台港付近から名取川、福島県相馬市の松川浦付近に

おける津波堆積物調査により、相馬市内と仙台平野の堆積物の類似性から、貞観津波による堆積作用が平野全体に及ぶ大規模なもので、津波の遡上と陸上への土砂の運搬が広範囲で生じた可能性を指摘した。

(3) 平成20年「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹論文)(丙A49)

同論文は、貞観津波による仙台平野及び石巻平野における津波堆積物の分布と、複数の断層モデルによるシミュレーションの結果とを比較し、プレート間地震で、幅100km、すべり量7m以上の場合であれば、津波堆積物の分布をほぼ完全に再現することができるとした。もっとも、断層の南北方向の長さについては、更に調査が必要とした。

被告東電は、執筆者である佐竹健治から、正式発表前である平成20年10月時点で、同論文を入手していた。

(4) 平成22年「平安の人々が見た巨大津波を再現する—西暦869年貞観津波—」(丙A50)

同論文は、産総研の津波堆積物調査により、小高区内において貞観津波のものと思われる津波堆積物が発見されたことなどから、貞観津波の遡上距離を少なくとも1.5kmと推定した。

同論文は、上記調査結果をもとに、津波シミュレーションを実施し、当時の海岸線から三、四km内陸までの浸水を推定した。また、貞観地震は、宮城県から福島県にかけて、沖合の日本海溝沿いにおけるプレート境界で、長さ200km程度の断層が動いたことにより発生した可能性があり、M8以上と指摘するとともに、貞観津波と同規模の津波が450年から800年程度の再来周期で発生する可能性を指摘した。

(5) 佐竹健治は、本件地震後、地質学的データから、貞観地震と本件地震との間に同程度の地震が発生したことがあり、その発生間隔が571年程度と推定されるため、貞観津波の再来周期を500年程度と証言した。

(6) 本件原発の敷地付近は、断崖絶壁の形で海に接しているところ、東北大学や、被告東電は、海岸線の位置は、地形発達の観点から貞観地震による津波が発生した時代（869年）も同様と考え、津波（本件津波及び貞観津波を含む。）が標高30mから35mの海岸段丘の上まで浸水したとは考えにくく、津波堆積物は発見できないと予想されたことから、周辺の平地で津波堆積物調査を行っている。

貞観地震は、西暦869年に発生した津波地震であるとされているが、未だデータの収集が不十分であり、貞観地震が、プレート間地震の連動による地震か否かは現在まで明らかでない。

1.5 確率論的安全性評価（丙H1ないし3）

(1) 土木学会は、津波評価技術の公表後、津波高の推定に関する各種の不確定性を系統的に処理し、一定地点における将来の一定期間において、一定の津波高を超過する確率を検討する手法である、確率論的津波ハザード解析の手法（津波高の推定に関する各種の不確定性を系統的に処理し、工学的判断のための資料を提供するものであって、一定地点における将来の一定期間に一定の津波高を超過する確率を評価する手法。確定論的安全性評価と対比する形で「確率論的安全性評価」ということもある。）を審議及び研究している。同手法は、平成23年に公表されたIAEA安全基準においても紹介されたものであるが、この時点においては、世界を基準として標準的な評価手順という水準には至っておらず、また、確定論的手法と比較して実務への適用は遅れているものであった。

確率論的安全性評価をする際には、「ロジックツリー」といわれる手法が使用されるところ、同手法は、津波発生域をどこに設定するか、地震の規模をどの程度に設定するか、地震の発生頻度をいかなる間隔で設定するか等の判断が分かれる各事項につき、複数の選択肢ごとに場合分けし、専門家に対するアンケート調査等によってその分岐を重みづけするものを

いう。

(2) 土木学会は、平成21年に、三陸沖から房総沖海溝寄りにおける津波地震発生の可能性を専門家にアンケート調査し、その結果を取りまとめた。その結果、

i) 過去に発生例がある三陸沖と房総沖でのみ過去と同様の様式で津波地震が発生する

ii) 活動域内のどこでも津波地震が発生するが、北部領域に比べて南部ではすべり量が小さい

iii) 活動域内のどこでも津波地震が発生し、南部でも北部と同程度のすべり量の津波地震が発生する

という選択肢につき、回答割合（重みづけ）は、それぞれ0.4, 0.35, 0.25となった。

1.6 小括

以上のとおり、津波に関する知見は進展してきてはいるものの、現在においても、地震あるいは津波の詳細までは予測できるに至っていない。

第4 規制庁による耐震安全評価の経緯等

前記前提事実、上記認定事実、証拠（乙A7, 10, 丙A3, 7, 13, 14, 180, 181）と弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

1 本件原発設置当時

上記第3の1認定のとおり、本件原発の設置は、1960年代より前の地震学の知見によるものであり、原子炉設置許可処分につき、津波に関して明確な基準はなく、1号機の原子炉設置許可処分において事実上参考として用いられた、通商産業省原子力発電所安全基準委員会が昭和36年4月に作成した原子力発電所安全基準第一次報告書（丙A181）においては、第2章「立地」第1節「立地一般」の中に、「第204条地震およ

び津波の回避」が記載されるにとどまっていた。

2 耐震設計審査指針の策定（丙A13）

科学技術庁原子力安全局（平成13年1月6日以後は保安院）は、安全性能について規定した省令に実用発電用原子炉が適合するかの安全審査を実施し、原子力安全委員会は、保安院が実施した安全審査が指針類に適合するかどうかの二次審査を実施していた。

上記指針のうち、自然現象等の外的事象に対して用いられる設計上の指針として、昭和52年安全設計審査指針が定められ、特に耐震性については、昭和56年7月に耐震設計審査指針（乙A7）が定められた。

安全設計審査指針は、地震随件事象として予想される自然現象の一つとして津波を取り上げており、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること」（同指針2項）を設計上の指針と定めていた。

3 新耐震指針の策定（丙A14）

原子力安全委員会は、平成13年7月、耐震設計審査指針の改訂作業に着手し、平成18年9月19日、昭和56年以来の改訂を行った（新耐震指針）。新耐震指針においては、津波を地震随件事象として掲げた上、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を発電用原子炉施設の設計に当たり十分考慮しなければならないと規定している。

第5 被告東電の対応等

前記前提事実、上記認定事実、証拠（甲A1, 2, 5ないし7, 58, 59, 62, 64, 75, 86, 87, 甲H1ないし4, 乙A10, 11, 25, 36, 丙A25ないし27, 43, 98, 180, 181,

証人佐竹健治)と弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

1 本件原発設置許可当時(乙A10の1)

(1) 被告東電は、1号機ないし6号機の設置許可申請において、対策を要する津波として、本件原発から約5.5km南方に位置する昭和26年観測開始の小名浜観測所が昭和35年に発生したチリ地震津波において観測した最高潮位であるO.P.+3.122mの高さの津波を基に設計した。

被告東電は、海に面した地面を掘り下げて、1号機から4号機の主要建屋の敷地高をO.P.+10mとし、非常用海水ポンプをO.P.4mの高さに設置した。

(2) 本件原発の敷地地盤面の高さを決定した理由

ア 元従業員からのヒアリング結果

近場の地震による津波は、チリ地震津波より小さく、入り江が複雑で増幅の影響が大きい三陸沖では、近場の津波でも津波高が大きくなるが、相馬以南は地形が平坦で、そのような増幅は起きないと考えられていた。

本件原発及び福島第二原発の元々の地形は切り立った崖であり、工事費の関係上なるべく低く土地を削りたくない一方、取水や荷揚げを考慮すれば海面に近い方がよいことから、津波に対する安全確保を前提として、O.P.+4mの位置に海水ポンプ等を設置した。

イ 専門誌に記載された本件原発敷地地盤面の高さの決定経緯

本件原発建設時における専門誌には、本件原発の敷地地盤面の決定経緯に関し、要旨以下のとおりの記載がある。

原子力発電所の敷地地盤面は、津波等に対する防災的配慮とともに、建造物出入口の高さや費用等について、合理的かつ経済的となるように決定する必要がある。本件原発付近の最も高い潮位が、小名浜港にお

ける、O. P. + 3. 1 2 2 mであることからすると、潮位差を加えても、海水ポンプ等を設置する位置は、O. P. + 4. 0 mで十分である。敷地造成の掘削費、基礎地盤までの建物基礎掘削費及び進入道路の掘削費の合計が経済的になるのは、O. P. + 1 0. 0 m付近になる。本件原発の元来の地表面はO. P. + 3 0 m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、安定した建屋基礎を得るためには、泥岩層まで掘り下げる必要があることや、津波高、作業スペース、出入口及び掘削費などの諸問題を総合的に勘案して敷地高を決定した。

2 4省庁報告書及び7省庁手引策定後（甲A5，乙A10の2（添付6－9（7）写真④），36，丙A43の1，98）

(1) 阿部勝征及び首藤伸夫は、平成9年3月の4省庁報告書及び7省庁手引策定当時、その時点における津波数値解析計算の精度は「想定された値の倍半分」との発言をしていた。。

この「想定された値の倍半分」とは、ある断層モデルを設定して海底地殻変動を計算し、それから津波数値解析計算によって算出した特定地点における津波高の値は、断層モデル推定や各種計算における不確定性及び誤差を全く考慮していないため、実際の津波が上記の算出値になるとは限らず、対数正規分布における偏差を2と仮定した場合に、算出値を中心に高い方を二倍、低い方を半分とする範囲を考えれば、実際の津波高は上記範囲内に入るだろうということを意味するものである（証人佐竹健治）。

(2) 通商産業省は、その顧問を務めていた阿部勝征及び首藤伸夫から、当時の津波数値解析計算の精度について、二倍程度の誤差があり得ると指摘されたことを考慮し、各電力会社に対し、当時における津波数値解析計算の結果の二倍で津波高を評価した場合に各原子力発電所が受ける影響と、考えられる対策の検討を要請するとともに、耐震設計審査指針の見直し及び津波を検討項目に加えることを検討するとした。

この要請は、平成9年6月に開催された電事連（被告東電を含む電力会社の連合会。法人格のない任意の団体）の会合において、出席者に伝達され、今後の方針として、想定し得る最大規模の地震津波についても必要に応じて検討を行い、波源の設定誤差については、少なくとも最大規模の津波を想定する場合には、ばらつきを考慮しなくてよいとの理論を立てて上記顧問の理解を得ることとされた。

(3) 電事連は、平成9年7月、通商産業省からの上記要請に応じて報告書を提出した。その内容は、4省庁報告書をもとに津波高の検討を実施したところ、本件原発を含む太平洋側に設置された原子力発電所の多くで冷却用海水ポンプが被水するとの結果を得たというものであった。そして、本件原発の場合、朔望平均満潮位（新月及び満月の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を平均した高さの水位）を考慮した津波が上昇した際の解析結果の二倍値は、O. P. + 9. 5 mとなり、その対応策として水密モーターの採用が挙げられるが、海水系の大型水密ポンプは現状製作されておらず、原子力発電所で採用するためには、今後の開発及び耐震性等の確証試験を行う等の問題があると報告された（本件原発の海水ポンプは、本件事故が発生するまで、屋外に設置されていた。このとき、電事連は、4省庁報告書を作成した委員会における資料である「津波防災計画策定指針（案）」から、「常に安全側の発想から対象津波を設定することが望ましい」との文言について、事象の発生確率及び対策費用と無関係に安全側の設定がされるおそれがあり、工学的な判断が入り難くなるとの理由を示して、「常に安全側の発想から」という文言を削除すべきである等の提案をした。

(4) 電事連は、平成9年9月、通商産業省等から、上記顧問（阿部勝征及び首藤伸夫）の基本的な認識が、今後の津波安全評価の考え方に影響を及ぼすものと予想されるとして紹介された。その認識は、現在の地震学

の水準では、自然現象の推定誤差が大きく、予想しえないことが起きることがあり、特に原子力発電では、最終的な安全判断に際しては理詰めで考えられる水位を超える可能性もあることを考慮して、さらに裕度を確保すべきであるが、どの程度の裕度を見込んでおけばよいかを合理的に示すことはできないので、安全上重要な施設のうち、水に弱い施設については耐水性を高めるための検討をしておくことが重要であるというものであった。

(5) 電事連は、平成10年7月の総合部会で、阿部勝征及び首藤伸夫が数値シミュレーションを用いた津波の予測精度は倍半分程度であり、原子力発電所の津波評価に当たっては適切な余裕を考慮すべきであると指摘していると説明した（同人らは、上記(2)における平成9年6月の会合においても同様の指摘をしている。）。

(6) 電事連の平成12年の議事録及び添付資料には、次の趣旨の記載がある。

津波評価に関する権威付けの場として、土木学会原子力委員会内に津波評価部会を設置し、審議を行っている。通商産業省の要請に基づき、同省耐震班に審議状況を説明している。

津波評価部会における議論に先立ち、解析誤差を考慮したプラント影響評価を実施した結果、誤差に応じて対策が必要となる発電所が増え、水位上昇に対しては、誤差を1.2倍、1.5倍、2.0倍と大きくするに従い大がかりな改造が必要となる。本件原発は、1号機から6号機について、1.2倍で影響があるとの結果を得た。1.2倍としただけで影響を受けるのは、本件原発のほかには全国で1か所だけであった。

3 津波評価技術における補正係数決定の経緯（甲A2, 7, 58, 75, 86, 丙A26, 証人佐竹健治）

(1) 首藤伸夫が、津波評価部会第5回において、津波評価技術について、i) 重要機器が浸水したり、取水に支障をきたすことはないという保

証がこの検討結果から出てくるというものなのか、ii) 想定津波以上のものが全く来ないとはいえず、それが来た場合の対処の仕方も考えておくというものなのかと質問したところ、電事連の被告東電を含む幹事団は、i) のとおりと回答し、「原子力発電所の場合には、放射能を絶対に外部には漏らしてはいけないとのハード面の要求があるため、ii) のような考え方は取りにくい。新しい津波評価技術では、パラメータスタディ等により評価の不確実性に対する担保を考えて、現行の設計水位レベルの絶対値よりも大きく見積もることを考えている。」と回答した。

しかし、上記第5回では、津波は地震よりもデータが少なく、地震や洪水と同じレベルで評価するのは難しいので危機管理をしっかりと必要があるとか、そのようなデータで評価しなければならないのかといった議論があった。

この頃、想定津波が痕跡高を下回っているところがあり、格子間隔をできるだけ狭くして、遡上計算までして、全てが上回った場合にはじめて設計津波水位の考え方が合理的になるとの発言があった。

(2) 津波評価部会第6回では、電事連の被告東電を含む幹事団から、上記の計算方法に基づき計算された設計想定津波は、平均的には、既往津波の痕跡高の約二倍となっており、また、設計想定津波水位が既往最大津波の痕跡高を超過する割合は98%程度であるとの結果が出たことから、津波評価技術においては、十分大きな津波を評価することが可能と判断し、これ以上の補正係数(安全率)は見込まず、想定津波水位の補正係数を1.0にしたいとの提案があった。

これに対し、首藤伸夫は、想定津波以上のものが来ないとはいえないとし、浸水してもポンプや関係機器が水で止まらないようにと何度も発言した。

上記幹事団は、想定を上回る津波の到来時の対処法も考えておく

必要があるが、評価部会では、補正係数を1.0としても工学的に起こり得る最大値として妥当かどうか議論してほしいと回答し、現時点ではとりあえず、1.0としておき、将来的に見直す余地を残しておきたいとのコメントがあり、補正係数を1.0とすることでまとまった。

(3) 佐竹健治は、本件事故発生後、評価部会で行う評価は、自然現象としての不確定性をパラメータスタディによって考慮した自然科学的な津波の高さの評価であり、補正係数は、施設の重要度に応じて工学的な裕度を見込むものであること、原子力発電所の耐震安全設計では、S、A、Bクラスという施設の重要度に応じて異なる補正係数（たとえば2から3倍する）を考慮し、津波評価技術はこれを使う事業者あるいはそれを規制する被告国が施設の重要度に応じて異なる補正係数を用いる役割を担うものと認識していたと述べている。

しかし、評価部会では、そうした津波評価技術の使い方については議論されておらず、津波評価技術にその旨の適用限界や留意事項等の記載はない。

評価部会に出席していた今村文彦は、土木学会や現場視察などの際、敷地全体を設計津波水位の倍にするのではなく、1系統でも残ればよいと考えて対策すればよく、それほど費用もかからない旨の発言をしていた。

(4) 今村文彦は、本件事故後のヒアリングにおいて、津波評価技術を策定する際、業界の暗黙の分担関係として、土木部門は、津波水位を想定してプラント建築部門に渡すところと、堤防を築造するところまでは担当するが、その先には踏み込めないという面があった旨述べている。

また、同人は、被告東電に限らず、問題意識を持つ担当者にとっては、行政庁の指導の方が研究者の発言よりも経営層に説明しやすいことから、物事が動くのではないかと推測している。